三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
長坂六六の一・佐比内九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字田沢四の一〇、四の一一（次の図に示す部分に限る。）、大字和味第一地割一三二・二八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字田沢四の一〇・四の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字和味第一地割一三二、二八〇（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区中山五五の一、六〇の三、六〇の三三、六〇の四八、下河内九の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
中山五五の一・六〇の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇の三、六〇の四八、下河内九の七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町字緑丘一八六・一八七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一八〇・一八一・一八八の一・一八八の二八・一八八の二九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八八の二四、一八八の三〇、二一六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道函館市瀬田来町八四六（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道川上郡標茶町字オソツベツ三三の三、三三の一一、三四、三五の一、三六の一から三六の三まで、三七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字オソツベツ三三の三・三三の一一・三六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四、三五の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）